

平14答申第2号  
平成14年8月9日

福岡市長  
山崎 広太郎 様  
(環境局指導部産業廃棄物指導課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る非公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(昭和63年福岡市条例第3号)第11条の規定に基づき、平成14年1月31日付け環境第1568号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第18条に基づく処理実績報告書(平成12～8年度分)及び集計表の非公開決定処分に対する異議申立て

答 申

**1 審査会の結論**

「「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第18条に基づく処理実績報告書（平成12～8年度分）及び集計表」（以下「本件公文書」という。）について福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定処分については、これを取り消し、本件公文書を公開することが妥当である。

**2 異議申立ての趣旨及び経過**

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成13年11月8日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件公文書に係る非公開決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成13年10月26日、異議申立人は、実施機関に対し福岡市情報公開条例（昭和63年福岡市条例第3号。以下「旧条例」という。）第5条の規定により、本件公文書の公開請求を行った。

イ 平成13年11月8日、実施機関は、本件公文書が旧条例第8条第1項第8号に該当するとして非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成14年1月8日、異議申立人は、本件公文書の非公開決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨**

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

ア 本件公文書を公開することによって、一律に犯罪の捜査の遂行を困難にするとは思えない。

イ 本件非公開決定は、司法の捜査とは全く別視点での真相究明の働きを全く阻害するものである。

ウ 捜査の協力にはなっても、捜査の遂行を邪魔するとは全く思えない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成14年2月25日付け答弁書、平成14年6月21日付け「答弁書の変更について」及び平成14年7月11日の当審査会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 当初非公開と決定した理由について

① 本件公文書の公開請求があった平成13年10月末の時点では、海上保安庁及び福岡県警による合同捜査本部（以下「合同捜査本部」という。）が不適正処理について捜査を行っており、本件公文書のうち、捜査対象となった業者に係るものの写しを合同捜査本部へ提出していたことから、合同捜査本部へ問い合わせたところ、本件公文書が公開されれば現在行っている捜査に支障があるとの回答を得たため、旧条例第8条第1項第8号に該当すると判断し、本件決定を行ったものである。

② なお、合同捜査本部からの捜査資料の提出依頼文書には、当該提出対象文書の取扱いについては十分留意して欲しい旨が記載されていた。

イ その後、非公開から一部公開へ主張を変更したことについて

① 当初は、旧条例第8条第1項第8号に該当するものとして、本件公文書の全部を非公開としていたものであるが、平成14年6月に再度合同捜査本部へ問い合わせたところ、捜査の遂行を困難にするおそれはなくなったとの回答が得られたため、現時点では旧条例第8条第1項第8号には該当せず、本件公文書中の委託者の氏名又は名称及び住所については、産業廃棄物処理業者である法人等又は事業を営む個人の営業上に関する情報であって、公開することによりその事業活動を明らかに害するものとして、旧条例第8条第1項第3号の規定に基づき非公開とし、その他の部分については公開することが妥当であると考えた。

② なお、本件決定に係る通知の中で、捜査に支障を生じるおそれがなくなった時期に公開請求があれば、改めて公開又は一部公開の決定を行う旨を明記している。

ウ 一部公開の理由について

① 本件公文書には、報告者である産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬業者又は処分業者（以下「産業廃棄物処理業者」という。）が、どの排出事業者からどのような種類の産業廃棄物の収集運搬又は処分を依頼されたのかが記録されており、このような取引関係についての情報は、営業・販売上に関する情報に当たる。

② そして、委託者の氏名又は名称及び住所が公開されると、排出事業者と産業廃棄物処理業者との取引関係が全て明らかとなり、他の産業廃棄物処理業者の強引な参入により過当競争による処理料金のダンピング等が行われ、正常な取引関係や商秩序が損なわれるばかりではなく、結果的に不法投棄などの不適正処理が増加することが十分に予想される。

- ③ 特に産業廃棄物処理業界においては、中小零細企業が圧倒的な多数を占めているとともに、産業廃棄物の処理料金については、他の事業活動と異なって「基本料金」や「標準価格」、あるいは「原価」のような基準となる金額がなく、明確な「適正価格」が存在しないことから、産業廃棄物処理業者は仕事を受注するために処理料金の無理な引き下げを行うこととなり、他の業界以上にダンピング等が行われる傾向にあるだけでなく、そのようなダンピングの結果、経費を削減する方策として、産業廃棄物の不適正処理が容易に行いうる状態にある。

#### 4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

ア 本件公文書は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分の実績に関して、産業廃棄物処理業者から実施機関へ提出された実績報告書及びその集計表であり、平成8年度実績分から平成11年度実績分の実績報告書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第14条第5項の規定に基づいて、平成12年度実績分の実績報告書及び集計表については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第18条の規定に基づいて、提出されたものであり、集計表については、平成12年度実績分から新たに提出されることとなったものである。

イ 本件公文書の記録内容は、報告者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、許可番号等報告者に関する事項、処分等を委託した委託者（排出事業者）の氏名又は名称、住所（排出現場の住所）等委託者に関する事項、産業廃棄物の運搬先、処分方法、処分場所、処分量等産業廃棄物の処理に関する事項その他産業廃棄物処理業者が行った処理の実績に関する事項である。

(2) 旧条例第8条第1項第8号（生命等保護情報）該当性について

ア 実施機関は、本件公文書に係る公開請求に対して、公開することにより犯罪の捜査の遂行を困難にするおそれがあるとして、旧条例第8条第1項第8号の規定に基づき非公開決定を行った。

イ しかしながら、その後実施機関は、捜査の遂行を困難にするおそれなくなったとして、非公開理由を旧条例第8条第1項第8号から旧条例第8条第1項第3号に変更するとともに、非公開の範囲についても委託者の氏名又は名称及び住所（以下「委託者情報」という。）を除き、その他の部分は公開することが妥当であると、当初の主張を変更する旨を当審査会に対して文書により表明している。

ウ そこで当審査会としては、実施機関が旧条例第8条第1項第3号を理由として非公開とすることが妥当であると主張する部分について、以下検討することとする。

(3) 旧条例第8条第1項第3号（事業活動情報）該当性について

ア 旧条例第8条第1項第3号（以下「第3号」という。）は、「法人その他の団体（国及び地方公共団体その他の公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの」が記録されている公文書について、公開することが公益上特に必要である場合を除き、非公開とすることができる旨を規定している。これは、法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨であると解される。

イ 本号における「競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認められるもの」とは、生産技術上又は営業・販売上に関する情報及び人事・労務、経理等の事業活動を行う上での内部管理に属する情報その他公開することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動、事業運営、信用力、社会的評価等を明らかに害すると認められる情報をいう。

ウ 実施機関は、①産業廃棄物処理業界においては、中小零細企業が圧倒的な多数を占めているとともに、産業廃棄物の処理料金については、他の事業活動と異なり「基本料金」や「原価」などのような基準となる金額がなく、明確な「適正価格」が存在しないことから、産業廃棄物処理業者は仕事を受注するために処理料金の無理な引下げを行うなど他の業界よりもダンピング等が行われやすい状況にあること、及び②本件公文書中の委託者情報を公開すると、排出事業者と産業廃棄物処理業者との取引関係が全て明らかとなり、他の産業廃棄物処理業者の強引な参入による過当競争に基づくダンピング等を誘発することとなり、正常な取引関係や商秩序が損なわれ、産業廃棄物処理業者である報告者の事業活動を明らかに害することとなるため、委託者情報については、第3号の規定に基づき非公開とすることが妥当であると主張している。

エ 確かに、委託者情報については、報告者である産業廃棄物処理業者と委託者である排出事業者との取引関係に関する情報であって、産業廃棄物処理業者にとっては営業・販売上に関する情報に当たるものということができる。

オ しかしながら、委託者情報が営業・販売上に関する情報に当たることをもって、これを公開することにより産業廃棄物処理業者の事業活動を明らかに害するということはできず、実施機関の主張は首肯し難い。

カ なぜなら、①中小零細企業が圧倒的な多数を占めるのは、産業廃棄物処理業界のみに限られたものではないこと、②いかなる業界においても、人件費、物件費、必要経費、利益等を積算して「適正価格」を算出することは可能であって、産業廃棄物処理業界に限って「適正価格」が算出され得ないということはありません。自由競争を原則とする市場経済においては、自ずから「適正価格」が形成されることを前提

としていることから、実施機関が主張するように産業廃棄物処理業界のみに限って他の業界以上にダンピング等が行われる傾向にあると断言することはできないからである。

キ さらに、委託者である排出事業者については、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない(廃棄物処理法第3条第1項)、産業廃棄物の処理を委託した場合は、その産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程における処理が適正に行われるように努めなければならないこととされている(同法第12条第5項)。そして、仮に委託した処分業者等により不適正処理が行われ、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがあり、かつ、一定の要件を満たす場合には、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長をいう。以下同じ。)の命令により支障の除去等の措置を講じなければならない(同法第19条の5及び第19条の6)など、厳しい責任が課されている。

ク 一方、報告者である産業廃棄物処理業者についても、産業廃棄物処理基準に従って収集・運搬・処分を行わなければならない、仮に当該基準に適合しない処分により、生活環境の保全上支障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、都道府県知事の命令により支障の除去等の措置を講じなければならない(同法第14条第8項、第19条の5及び第19条の6)こととされている。

ケ このように、排出事業者や産業廃棄物処理業者に対して厳しい責任を課した廃棄物処理法の趣旨や環境分野における情報公開の必要性など産業廃棄物処理業を取り巻く社会状況等を総合的に判断すると、委託者情報は、一般的な企業の取引先の情報とは異なり、広く市民に対して公表することが求められる情報であると解されるため、これを公開することによって、仮に同業者間の競争が激しくなる等の結果を生じたとしても、それは産業廃棄物処理を業とする者として受忍すべきものであるといえることができる。したがって、委託者情報を公開することにより産業廃棄物処理業界の正常な取引関係や商秩序が損なわれると認めることはできない。

コ 以上のことを勘案すれば、委託者情報を公開することにより、産業廃棄物処理業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を明らかに害すると認めることはできず、第3号の規定に基づき非公開とする実施機関の主張は、妥当でない。

以上により、実施機関が本件公文書について行った決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成14年 1 月31日	実施機関からの諮問
平成14年 2 月25日	実施機関から答弁書を受理
平成14年 6 月21日	実施機関から「答弁書の変更について」 を受理
平成14年 7 月11日(第106回審査会)	実施機関からの意見聴取及び審議
平成14年 8 月 8 日(第107回審査会)	審議